

アフリカ平和再建委員会(ARC)

会 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本委員会は、アフリカ平和再建委員会と称する(以下ARC)。英語名は、Africa Reconciliation Committee とする(以下ARC)。

(事務所)

第2条 ARCは、事務所を東京都新宿区四谷4丁目6番地1号四谷サンハイツ511号室内に置く。

(目的)

第3条 ARCは、以下の目的により運営される。

アフリカの難民問題の本質的解決である国民再融和につながる難民の平和的帰還を、アフリカの人々自身の主体的な取り組みにより実現するための支援を行う。

アフリカにおいて、長期的な平和を確立するための、女性自立支援、平和教育や地域における生活向上など平和再建活動を行う。またそのための啓蒙活動を日本で行う。

(事業)

第4条 ARCは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アフリカのローカルNGOのスタッフによる円卓会議支援など、国内と難民キャンプ等の間の情報流通と対話を促進するための支援
- (2) 難民の平和的帰還を実現するための社会環境作りに役立つ情報やアイデアの提供と働きかけ
- (3) 中立の第三者としての、紛争調停仲介、難民の国内への平和的帰還に向けた国内外の難民キャンプ等の監視と調査
- (4) アフリカにおける国民再融和を促進するような経済開発や教育、社会システム構築支援
- (5) アフリカにおける紛争解決方法の研究と普及、紛争の早期警報発信
- (6) アフリカ問題の本質理解と日本の市民の関わり方に関する、日本社会への継続的な情報提供と議論の場の提供
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 ARCの財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第6条 財産の管理方法は、運営委員会の議決を得てこれを定める。

(事業年度)

第7条 ARCの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第8条 毎事業年度の決算において、剰余金を生じたときは、運営委員会の議決を得て、その全部又は一部を、翌年度の運用財産に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第9条 運営委員会は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録
- (4) その他必要な附属書類

第3章 委員等

(委員)

第10条 ARCに次の委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 委員長 1名
- (3) 副委員長 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 顧問 若干名
- (6) 運営委員 15名程度
(会長、委員長、副委員長及び事務局長を含む)
- (7) 監事 3名以内

(役員を選任)

第11条 会長、委員長、副委員長、事務局長その他の委員及び監事は、運営委員会が選任するものとする。

(役員職務)

第12条 会長および委員長は、ARCを代表し、会務を総理する。

2. 副委員長は、ARCを代表し、会長・委員長を補佐して会務を掌理し、会長・委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。
3. 事務局長は、会長、委員長および副委員長を補佐してARCの常務を執行する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(委員の解任)

第14条 委員は、次の各号の一に該当するときは、運営委員会においてその委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるに、ふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員の報酬)

第15条 委員は、すべて無給とする。ただし、常勤の委員は、有給とすることができる。

2. 常勤の役員の報酬は、運営委員会の議決を得て定める。

第4章 運営委員会

(構成)

第16条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(招集等)

第17条 運営委員会は、会長、委員長あるいは副委員長が必要と認めたとき招集する。

2. 委員長は、運営委員の3分の1以上から又は監事から会議の目的である事項を示して運営委員会の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に招集しなければならない。

(議決事項)

第18条 運営委員会においては、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他の重要事項

(定足数等)

第19条 運営委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

(議事録)

第20条 運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第21条 ARCに、事務局を置く。

2. 事務局に関する事項は、運営委員会の議決を得てこれを定める。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第22条 この会則は、運営委員会において、総委員の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

第7章 補則

(維持会員)

第23条 ARCに維持会員を置くことができる。

2. 維持会員は、ARCの運営に関して財政的に寄与する法人、団体又は個人とする。

3. その他維持会員及び維持会費に対して必要な事項は、運営委員会において別に定める。